

## 函館市中心市街地出店促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市中心市街地出店促進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金は、中心市街地における中小企業者等の空き店舗等への新規出店を促進することにより、空き店舗を減少させ、商業店舗の集積による魅力向上およびにぎわいの創出を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中心市街地（函館市中心市街地活性化基本計画（平成25年3月29日内閣総理大臣認定）で定める区域をいう。）のうち、別図に定める補助金の交付の対象となる区域（以下「補助対象区域」という。）にある空き店舗を活用し、または店舗を新築し、出店する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者等であって、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める営業を行う者
- (2) 中心市街地の補助対象区域内の店舗から他の店舗へ移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗とした者
- (3) 市税を滞納している者
- (4) その他市長が不相当と認める者

(補助対象業種)

第4条 補助金の交付の対象となる業種（以下「補助対象業種」という。）は、日本標準産業分類に定める業種のうち次に掲げる分類の業種とする。

- (1) 大分類の「卸売業、小売業」のうち中分類56から60までに定

める小売業

(2) 大分類の「不動産業、物品賃貸業」のうち中分類70に定める物品賃貸業

(3) 大分類の「宿泊業、飲食サービス業」のうち中分類76に定める飲食店および同分類77に定める持ち帰り・配達飲食サービス業

(4) 大分類の「生活関連サービス業、娯楽業」

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う補助対象業種に該当する事業であって、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 出入口が道路に面した店舗において行う事業

(2) 1日のうち午前9時から午後7時までの間に概ね6時間以上営業し、かつ、1週間のうち5日以上営業する事業

(3) 補助対象事業の開始後2年以上の営業の継続が見込める事業

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、店舗の全部または一部の改装、増築または改築、新築に要する経費および建物に附属する設備工事費とする。

2 補助対象者が前項の補助対象経費について、他の補助金の交付を受けている場合は、全ての経費について補助対象としないものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、別表に掲げる補助率等により算定した額とする。

2 補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。

3 補助金に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象事業の応募および認定等)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める申込書に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、市長の認定を受けなければならない。

(1) 空き店舗の賃貸借契約書の写し

- (2) 空き店舗の付近の見取り図および建物平面図
  - (3) 申請者が個人である場合にあっては住民票、法人である場合にあっては登記事項証明書および定款の写し
  - (4) 市税を滞納していないことを証する書類
  - (5) その他市長が必要と認める書類または図面
- 2 市長は、前項各号に掲げる書類および図面のうち、必要がないと認めるものについては、その添付を省略させることができる。
  - 3 市長は、補助対象事業の認定をしようとするときは、あらかじめ函館市中心市街地出店促進補助金審査委員会（第10条第1項を除き以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。
  - 4 市長は、補助対象事業を認定したときは、当該応募者に通知するものとする。

（認定の取消し）

第9条 市長は、補助対象事業の認定後において、補助対象事業の内容および応募申込書の記載内容に虚偽があった場合は、その認定を取り消すことができる。

（函館市中心市街地出店促進補助金審査委員会）

第10条 補助対象事業の認定について意見を聴くため、函館市中心市街地出店促進補助金審査委員会を置く。

- 2 委員会は、店舗経営に識見を持つ者、産業経済界関係者その他市長が必要と認める者の委員3人以内をもって構成する。
- 3 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 職能の故をもって委員となった者が、その職を退いたときは、委員を辞したものとみなす。

（補助金の交付の申請）

第11条 補助対象事業の認定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第27条の規定により定められた共通第1号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助対象事業を実施した者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに別に定める実績報告書に次に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。

- (1) 事業開始報告書
  - (2) 事業収支報告書
  - (3) 完成写真
  - (4) 補助対象経費に係る領収書または支払を証明する書類の写し
  - (5) その他必要と認められる書類
- (補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

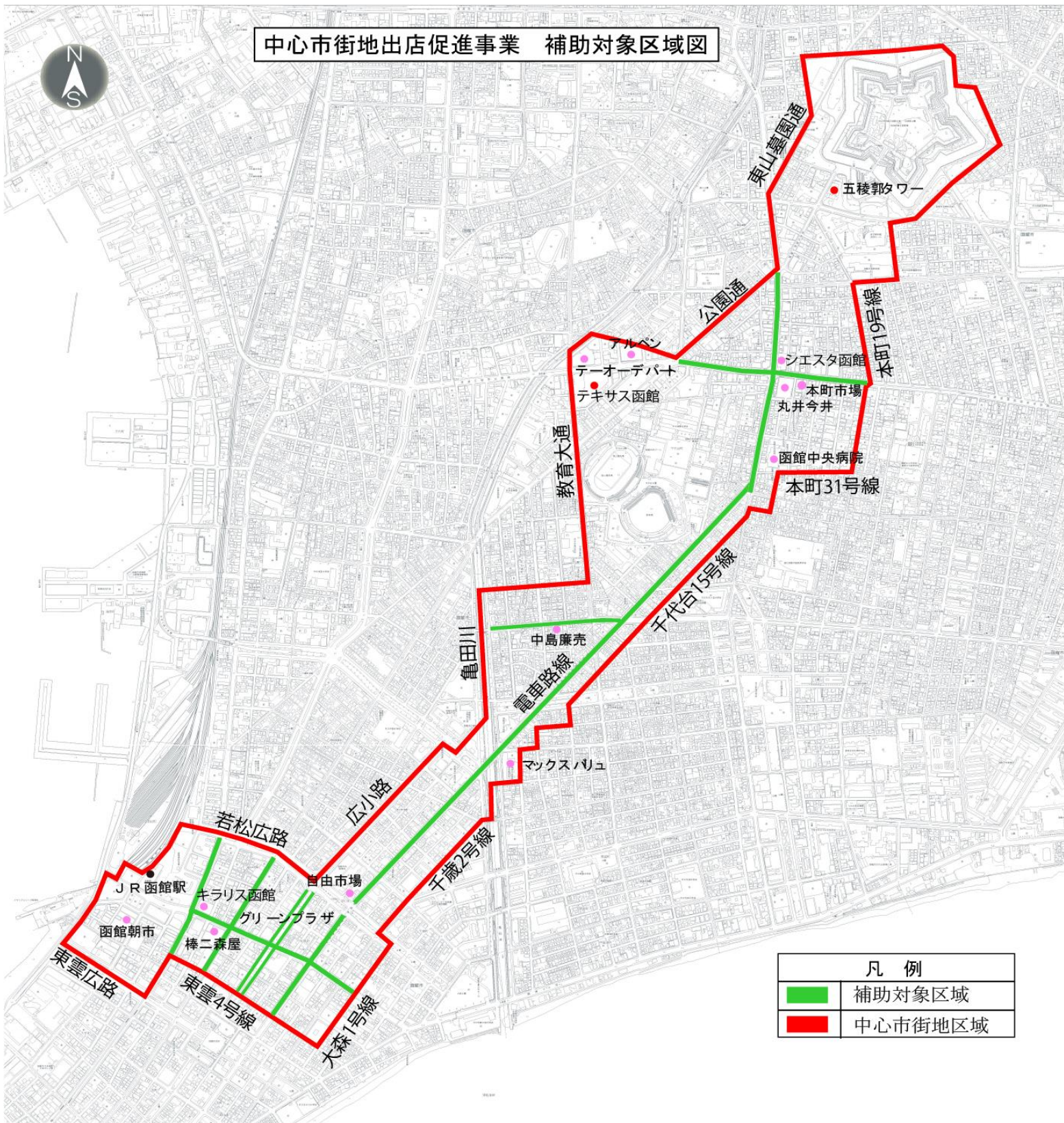
1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱の規定は、平成30年4月1日以後に新たに補助の申請をする者について適用し、改正前の要綱第6条第1項第2号に係る補助金の交付については、なお従前の例による。



別図（第3条関係）



別表（第7条関係）

|       |            |
|-------|------------|
| 補助率   | 3分の1       |
| 補助限度額 | 1,000,000円 |

第1号様式（要綱第8条第1項）

平成 年度 函館市中心市街地出店促進補助金交付申込書

平成 年 月 日

函館市長 様

申込者 住 所  
氏 名 印

函館市中心市街地出店促進事業について、補助金の交付を受けたいので、函館市中心市街地出店促進補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申込みします。

記

- 1 建物の所在地
- 2 店の名称
- 3 事業内容 別紙のとおり
- 4 交付申込額 \_\_\_\_\_ 円
- 5 添付書類
  - (1) 空き店舗の賃貸借契約書の写し
  - (2) 空き店舗の付近の見取り図および建物平面図
  - (3) 申請者が個人である場合にあっては住民票，法人である場合にあっては登記事項証明書および定款の写し（3か月以内のもの）
  - (4) 市税に滞納がないことの証明書（3か月以内のもの）

別紙

事業計画書

1 事業概要等

|             |                                  |   |                      |                             |
|-------------|----------------------------------|---|----------------------|-----------------------------|
| 申込者         | 氏名<br>法人名                        | (ふりがな)                                    |                      |                             |
|             | 住所                               | 〒      ー                                  |                      |                             |
|             | 電話番号                             | (      )      ー                           | (携帯電話)               | ー      ー                    |
|             | 略歴                               |   |                      |                             |
| 空き店舗・新築店舗概要 | 所在地                              |   |                      |                             |
|             | 所有者                              | (住所)                                      |                      |                             |
|             |                                  | (氏名)                                      | 電話番号 (      )      ー |                             |
|             | 物件面積                             | m <sup>2</sup> (      坪)    うち住居部分      % |                      |                             |
| 月額賃借料       | 賃借料      円 (敷金      円 礼金      円) |   |                      |                             |
| 事業内容        | 店舗名                              |   | 業種・業態                |                             |
|             | 開業予定日                            | 平成      年      月      日                   | 営業時間                 | :      ~      :<br>定休日 (予定) |
|             | 営業内容                             | (主要取扱商品またはサービス内容)                         |                      |                             |



## 2 収支予算等

### (1) 売上高，収支の見込み

(単位：円)

|                          | 開業1年目 | 2年目以降 | 経費の積算内容 |
|--------------------------|-------|-------|---------|
| ①売上高                     |       |       |         |
| ②売上原価                    |       |       |         |
| ③経費                      |       |       |         |
| 人件費                      |       |       |         |
| 賃借料・<br>共益費              |       |       |         |
| 光熱水費                     |       |       |         |
| その他経費<br>(広報費，支払利<br>息等) |       |       |         |
| 差引利益①－②－③                |       |       |         |

### (2) 開業資金および調達方法

(単位：円)

| 資金の内容  | 金額 | 調達方法   | 金額 |
|--|----|--------|----|
| 設備資金の内訳<br>(店舗改修費，内装，什<br>器等)<br>※店舗改修費は別紙見積<br>参照 |    | 自己資金   |    |
|  |    | 借入金の内訳 |    |
| 運転資金の内訳<br>(商品・材料仕入れ，その<br>他経費)                    |    |        |    |
| 合計   |    | 合計     |    |

### 3 出店の動機・目的等

|                |  |
|----------------|--|
| 出店動機・目的        |  |
| 自店のセールスポイント    |  |
| 自己PR・経験・資格など   |  |
| 中心市街地活性化に対する思い |  |

第2号様式（要綱第8条第4項）

平成 年度 補助対象事業認定通知書

函 経 商  
平成 年 月 日

住所  
補助対象事業者  
氏 名 様

函館市長 印

補助対象事業の名称 函館市中心市街地出店促進事業

平成 年 月 日付で申込みのあった上記の補助対象事業については、内容審査の結果、次のとおり認定したので、函館市中心市街地出店促進補助金交付要綱第8条の規定により通知する。

記

- 1 この補助対象事業に要する経費および補助金の額は、次のとおりとする。

| 補助対象事業に要する経費 | 補助金の額 |
|--------------|-------|
| 円            | 円     |
| (うち補助対象経費：円) |       |

- 2 補助金の交付を受けるためには、平成 年 月 日までに、補助金交付申請書を提出すること。

第3号様式（要綱第12条）

平成 年度 函館市中心市街地出店促進補助金実績報告書

平成 年 月 日

函館市長 様

補助対象事業者 住所  
氏名 印

補助対象事業の名称 函館市中心市街地出店促進事業

平成 年 月 日函経商をもって補助金の交付の決定を受けた  
上記の補助対象事業は、平成 年 月 日完了したので、関係書  
類を添えて報告します。

記

1 店舗名 \_\_\_\_\_

2 事業開始日 平成 年 月 日

|                |       |   |
|----------------|-------|---|
| 3 補助対象事業に要する経費 | _____ | 円 |
| 補助対象経費         | _____ | 円 |
| 補助金決定通知額       | _____ | 円 |

4 添付書類

- (1) 事業開始報告書
- (2) 事業収支報告書
- (3) 完成写真
- (4) 補助対象経費の領収書又は支払を証明する書類の写し



## 事業収支報告書

### 1 収入の部

(単位：円)

| 項 目    | 予算額 | 決算額 | 備 考 |
|--------|-----|-----|-----|
| 借入金    |     |     |     |
| 自己資金   |     |     |     |
| 函館市補助金 |     |     |     |
| その他収入  |     |     |     |
|        |     |     |     |
| 合 計    |     |     |     |

### 2 支出の部

(単位：円)

| 区 分              |          | 予算額 | 決算額 | 備 考 |
|------------------|----------|-----|-----|-----|
| 設<br>備<br>資<br>金 | 店舗改修費    |     |     |     |
|                  | 物品購入費    |     |     |     |
|                  | その他      |     |     |     |
|                  | 計        |     |     |     |
| 運<br>転<br>資<br>金 | 商品・材料仕入れ |     |     |     |
|                  | 賃借料      |     |     |     |
|                  | 敷金・礼金等   |     |     |     |
|                  | 人件費      |     |     |     |
|                  | 光熱水費     |     |     |     |
|                  | その他      |     |     |     |
|                  | 計        |     |     |     |
| 合計               |          |     |     |     |
| 補助対象経費合計         |          |     |     |     |